

# 一般競争入札の手続きについて

## 1 入札参加の心得

- (1) 公告内容、入札条件等入札に必要な事項について熟知しておかなければなりません。
- (2) 入札執行について係員の指示に従わなければなりません。

## 2 入札参加資格

- (1) 個人及び法人とします。
- (2) 次の事項に該当する者は、入札者となることができません。
  - ① 市有地売払いに関し、下記の事実があった後 2 年を経過していない者
    - ・入札を取消されたことがある者
    - ・落札者として資格を取消されたことがある者
    - ・申込を取消されたことがある者
    - ・前回以前の落札者及び先着順買受申請者で契約の締結又は代金納入に至らなかった者
  - ② 成年被後見人及び被保佐人
  - ③ 破産者で復権を得ていない者
  - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団のほか次に掲げる者
    - ア 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するもの用に供しようとする者  
注:「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。
    - イ 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者
    - ウ 次のいずれかに該当するもの
      - (ア) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者  
注: 役員等とは「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう
      - (イ) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
      - (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
      - (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
      - (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - エ 前記アからウの者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
  - ⑤ その他、北九州市契約規則第 2 条に該当し参加することができない者

## 3 入札参加申請

- (1) 入札参加申請書類
  - ① 入札に参加しようとする方は、競争入札参加申請書(14 ページ)及び添付書類(申請日の3ヶ月以内に発行されたもの)を提出して、入札参加資格の確認を受けてください。
  - ② 添付書類は、次のとおりとします。
    - ア 個人の場合は住民票の写し(本籍不要)
    - イ 法人の場合は法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)及び役員一覧(16 ページ)※複数の物件の入札に参加しようとする方は、物件毎に申請書が必要ですが、添付書類は兼ねる事ができます。
- (2) 受付場所  
北九州市小倉北区内 1 番 1 号 北九州市庁舎 7 階  
産業経済局農林水産部水産課
- (3) 受付期間  
令和 6 年 9 月 16 日(月)から令和 6 年 9 月 30 日(月)  
(土曜日日曜日祝祭日を除く)午前 9 時から午後 5 時まで
- (4) その他
  - ① 申請書等の提出は受付場所へ直接持参してください。(委任状により委任を受けた代理人による提出は可能です)  
※郵送による提出は認めません。
  - ② 落札された場合は、申請者が登記名義人となりますので、登記名義人を共有にしたい場合は、連名(共有)で共有者全員の添付書類を添えて申請してください。  
※落札後の名義人の変更はできません。  
※同一物件について、個人名義と共有名義での重複申請はできません。

## 4 入札参加資格確認通知

- (1) 入札参加資格の有無については、令和 6 年 10 月 14 日(月)頃に通知します。(予定)  
なお、通知書は入札当日に持参してください。  
※参加資格の確認のために、必要な官公庁へ照会を行います。
- (2) 入札参加資格確認通知後に、入札参加資格が無いことが判明した場合には、その資格を取り消すことがあります。

## 5 入札及び開札

- (1) 入札日時  
令和 6 年 10 月 25 日(金)  
決められた時間(2 ページに記載)どおりに行います。  
※時間を厳守してください。遅刻した場合は、入札に参加することができません。
- (2) 場所  
北九州市小倉北区内 1 番 1 号  
北九州市庁舎 7 階 71 会議室
- (3) 入札に持参するもの
  - ① 入札保証金(5 万円または入札金額の 1 割以上の現金)
  - ② 印鑑(みとめ印でも可)  
※法人の場合、印鑑は代表者印を持参していただきます。

- ③入札参加資格確認通知書
- ④委任状(代理人が入札する場合のみ必要)
- (4)入札保証金について
  - ①入札しようとする物件毎に5万円又は入札金額の1割以上の現金を入札保証金として納付していただきます。
  - ②落札者以外の入札保証金は、開札後直ちに入札者へ返還いたします。
  - ③落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は返還いたしません。
- (5)入札方法等について
  - ①所定の入札書に落札したい価格等を記入してください(要印鑑)。
  - ②入札者又は代理人自ら入札箱に投入してください。  
※提出した入札書の書換え又は撤回をすることはできません。
  - ③入札参加者は、複数の物件に入札参加することができます。ただし、同一物件について、同一参加者が重複して入札できません。
  - ④2名以上の共有による入札も可能ですが、共有の場合でも同一物件については重複して入札できません。
- (6)代理について
  - ①代理人が入札するときは、委任者の印鑑を押印した委任状(17ページ)と、代理人の印鑑を持参してください。  
※配偶者等が代理人となる場合も委任状は必要です。
  - ②入札者は同一物件について他人の代理を兼ねることはできません。
  - ③代理人は、同一物件について2人以上の代理人となることができません。
- (7)共有について
  - 土地の名義を共有にしたい場合は、競争入札参加申請書及び入札書に必ず**共有者全員の住所・氏名**を記入してください。また、入札に参加しない共有者がいる場合は参加しない方全員の委任状が必要となります。
- (8)開札について
  - 開札は、入札締切後直ちに、入札の場所において入札者又はその代理人を立ち合わせて行います(落札者名、落札金額その他、2番札以下の入札金額を読み上げます)。  
ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせて行います。開札に出席しなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることができません。
- (9)入札の中止
  - ①入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。
  - ②入札を中止又は延期した場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、市は補償の責任を負いません。
- (10)入札の無効
  - 下記のいずれかに該当する入札は、これを無効とします。
    - ①入札参加の資格がなく、入札したとき
    - ②入札保証金を納付しないとき、又はその額が不足するとき
    - ③入札書に記名押印のないとき、入札額を訂正したとき、又

- は記載事項について判読できないとき
  - ④同一物件について2通以上の入札書を提出したとき
  - ⑤代理人で委任状を提出しないとき、又は入札者が他人の代理を兼ねもしくは代理人が2人以上の代理をしたとき
  - ⑥入札者が協定して入札したと認められるとき
  - ⑦その他、入札に際し不正の行為があったとき
- (11)落札者の決定
  - ①開札の結果、市の定める最低売却価格以上の最高の価格で入札した者をもって、落札者とします。
  - ②落札となる同一価格の入札者があるときは、くじ引きで落札者を決めます。  
※市の定める最低売却価格以上の最高の価格で入札した者が、福岡県警察から排除要請のある者であるか否かについて確定していないときは、その入札者を落札候補者として落札者の決定を留保します。  
※落札となる同一価格の入札者に落札候補者がいるときは、その落札候補者が福岡県警から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

## 6 契約締結

- (1)落札者は**落札日から20日以内に落札価格の1割以上の額を契約保証金**として納付し、売買契約を締結していただきます。
- (2)契約がなされない場合、その落札は失効します。
- (3)入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。
- (4)落札者が契約を履行しないときは、契約保証金は返還いたしません。
- (5)売買契約書に貼る収入印紙は、購入者の負担となります。

## 7 売買代金の納付

- 落札者は**契約日から2ヶ月以内に全額一括納付**していただきます。
- 契約保証金を売買代金の一部に充当することができます。

## 8 所有権の移転等

- (1)所有権は売買代金の納付があった時に移転するものとし、同時に土地を引渡したものとします。
- (2)土地は現状有姿のまま引渡します。
- (3)所有権移転登記は北九州市が行い、購入者に登記識別情報通知をお渡します。
- (4)所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。  
※所有権移転登記の手続費用は必要ありません。

## 9 先着順売払

- (1)一般競争入札実施後、①競争入札に付し入札者がいないとき、②再度の入札に付し落札者がいないとき、③落札者が契約を締結しないときについては、先着順により申請を受け付け、契約の相手方を決定する売払を実施します。
- (2)売払価格
  - ①競争入札に付し入札者がいないとき及び再度の入札に付し落

札者がいないときについては、当該物件の最低売却価格

②落札者が契約を締結しないときについては、当該物件の落札価格

(3)買受資格者

**2 入札参加資格**と同じ

(4)買受申請

①先着順売払によって、物件を買い受けようとする方は、脇田漁港地区宅地分譲申込書(18ページ)及び誓約書兼同意書(19ページ)、添付書類(申請日の3ヶ月以内に発行されたもの)を提出して、買受資格の確認を受けてください。

※複数の物件を買い受けようとする方は、物件毎に申請書が必要ですが、添付書類は兼ねる事ができます。

②添付書類は次のとおりとします。

ア 個人の場合は住民票の写し(本籍不要)

イ 法人の場合は法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)及び役員一覧(16ページ)

(5)受付場所

北九州市小倉北区内1番1号 北九州市庁舎7階  
産業経済局農林水産部水産課

(6)受付期間

令和6年11月25日(月)から令和7年1月31日(金)まで  
(日曜日、土曜日、祝祭日及び令和6年12月29日から令和7年1月3日までの日を除く)午前9時から午後5時まで

## 10 その他

その他定めのない事項については、北九州市契約規則によります。

## 11 問い合わせ先

北九州市小倉北区内1番1号 北九州市庁舎7階  
産業経済局農林水産部水産課  
TEL (093)582-2086